

記入例(表)

ア 内容を確認し、該当する場合☑を記入してください。

※収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

イ 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全員の状況を記載してください。

記載例1 (収入で申請)

ウ 扶養する人数(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載します。

エ 下表から、**ウ**の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を、**オ**欄に記載してください。

カ ⑥の額が⑦の額以下であれば支給対象となります。
(裏面は記入不要)

キ ⑥の額が⑦の額より高い場合は、収入で要件を満たしません。1年間の所得による判定もできませんので、申請する場合は、裏面**③**で、1年間の所得による申請をしてください。

(裏面を記入)
→【記載例2(所得で申請)】へ

別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒に提出ください。

1 下記に該当する場合は、チェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となりました。

2 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全員について記入してください。

氏名 (フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和3年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	任意の1か月の収入 ⑤	任意の1か月の収入 ⑤			年間収入見込額または年間収入額 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
					収入合計額 A+B+C=[D]	事業収入 または 不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
記載例1 (収入で申請)									
1 ○○ ○○ ○○ ○○	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 3 年 8 月	収入合計額 A+B+C=[D] [A] 120,000 円 [B] 0 円 [C] 0 円	120,000 円	0 円	D×12 1,440,000 円	1,479,000 円
2 △△ △△ △△ △△	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 3 年 8 月	収入合計額 A+B+C=[D] [A] 0 円 [B] 0 円 [C] 0 円	0 円	0 円	D×12 0 円	0 円
3 □□ □□ □□ □□	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 3 年 10 月	収入合計額 A+B+C=[D] [A] 0 円 [B] 140,000 円 [C] 0 円	140,000 円	0 円	D×12 1,680,000 円	1,479,000 円
4		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=[D] [A] 円 [B] 円 [C] 円	円	円	D×12 円	円
5		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=[D] [A] 円 [B] 円 [C] 円	円	円	D×12 円	円

記入上の注意

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、④に記入した年月の収入を記入してください。各区分ごとに下表に記載の書類の写しを提出してください。

[A] 給与収入	給与収入がある場合にご記入ください。 給与明細書などの収入額が分かる書類の写し(コピー)をご提出ください。
[B] 事業収入又は不動産収入	事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 帳簿などの収入額が分かる書類の写し(コピー)をご提出ください。
[C] 年金収入	公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類の写し(コピー)をご提出ください。

※年間収入で申立をする場合、④⑤の記入は不要です。

⑥「年間収入見込額または年間収入額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

※年間収入で申立をする場合、令和3年分の年間収入額を記載してください。

→ 令和3年分の源泉徴収票や確定申告書などの令和3年分の収入額が分かる書類の写し(コピー)をご提出ください。

⑦「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

※下表の「扶養親族等の人数」とは、「同一生計配偶者(所得額48万円以下の者)」及び「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養親族等の人数	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	970,000円
配偶者や扶養親族など1名を扶養している場合	1,479,000円
配偶者や扶養親族など計2名を扶養している場合	1,899,999円
配偶者や扶養親族など計3名を扶養している場合	2,355,999円
配偶者や扶養親族など計4名を扶養している場合	2,815,999円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合※	2,043,999円

※障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合、「年間収入見込額または年間収入額」が、2,043,999円を超える場合は、本表上記の「扶養親族等の人数」に応じた「非課税相当収入限度額」を適用します。

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

記入例(裏)

記載例2(所得で申請)

所得により申請する世帯員のみ記入してください。

表面⑥欄の年間収入見込額または年間収入額を転記してください。

収入に対応する控除額を、⑧控除欄に記入してください。

年間所得見込額を計算し、⑪欄に記入してください。

年間所得見込額=⑥収入額-⑧給与所得控除額+⑨事業収入等の経費+⑩公的年金控除

下表から、扶養人数に対応する区分の非課税相当所得限度額を⑫欄に記入してください。

⑪の額が⑫の額以下であれば支給対象となります。

※⑪の額が⑫の額より高い場合は、所得で要件を満たさないため、支給対象となりません。

3 年間所得により申請する世帯員について記入してください。(※収入により申請する世帯員は記入不要です)

年間所得により申請する場合

氏名 (フリガナ)	年間収入見込額 または 年間収入額 ⑥	【控除】			年間所得見込額 または 年間所得額 ⑪ (⑥+⑧+⑨+⑩)	非課税相当所得 限度額 ⑫
		給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
□□ □□	1,680,000 円	0 円	800,000 円	0 円	880,000 円	929,000 円
□□ □□					⑥-(⑧+⑨+⑩)	
					⑥-(⑧+⑨+⑩)	
					⑥-(⑧+⑨+⑩)	
					⑥-(⑧+⑨+⑩)	

記載例2(所得で申請)

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額または年間収入額」欄には、表面の年間収入見込額または年間収入額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ・表面【A】の給与収入が 162.5万円以下 → 55万円
- ・表面【A】の給与収入が 162.5万円超180万円以下 → 給与収入×40%-10万円
- ・表面【A】の給与収入が 180万円超360万円以下 → 給与収入×30%+8万円
- ・表面【A】の給与収入が 360万円超660万円以下 → 給与収入×20%+44万円

⑨「事業収入等の経費」欄には、以下の金額をご記入ください。

- ・事業収入または不動産収入のために要した経費の12か月相当額
- ※帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額または年間所得額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額または年間所得額=⑥年間収入見込額または年間収入額-(⑧給与所得控除額+⑨事業収入等の経費+⑩公的年金等控除)

⑫「非課税相当所得限度額」には、表面②①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
※下表の「扶養親族等の人数」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」及び「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養親族等の人数	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	420,000円
配偶者や扶養親族など1名を扶養している場合	929,000円
配偶者や扶養親族など計2名を扶養している場合	1,249,000円
配偶者や扶養親族など計3名を扶養している場合	1,569,000円
配偶者や扶養親族など計4名を扶養している場合	1,889,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合※	1,350,000円

※障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合、「年間所得見込額または年間所得額」が、1,350,000円を超える場合は、本表上記の「扶養親族等の人数」に応じた「非課税相当所得限度額」を適用します。